

ごみ処理施設整備・管理運営事業

入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

※回答における参照先No. 及び参照先ページは、資料毎の回答No. 及び当該資料のページを示しています。なお、「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日)を参照している場合、「第1回質問回答」としNo. は、「入札説明書等に対する質問への回答(第1回) (平成29年10月13日)」の同資料の回答No. を示しています。

※質問の内容は原文のまま示しています。なお、質問の順序については、各公表資料の該当項目に合致するよう、組合にて並び替えています。

※本回答にて追加する添付資料データについては、組合にて入札参加者に直接提供するため、本事業への入札参加者は組合へ連絡してください。

平成29年12月25日

知多南部広域環境組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
1						既に公表された「実施方針」及び「実施方針に対する質問及び意見への回答」は入札公告と同等の有効性（位置づけ）を有するものと考えて宜しいでしょうか。	実施方針に対する質問及び意見への回答について、考え方に変更はありませんが、入札条件としては、入札公告時に公表した入札説明書等が該当します。 なお、入札公告以降に公表した質問回答などにおいて、入札説明書を補完・修正するものがある場合には、その内容が入札条件として優先されます。
2	6	IV	1	(2)	入札参加者の要件	監理技術者の配置について構成企業の中から土工工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと解釈してよろしいでしょうか。	構成企業である熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント建設企業と構成企業である建屋の建設企業から、それぞれプラント工事担当と建屋工事担当の監理技術者を契約工期中において専任配置してください。
3	6	IV	1	(2)	入札参加者の要件	第一回質問回答■入札説明書に対する質問への回答No. 12にて「プラントを建設する企業と建屋を建設する企業それぞれにおいて監理技術者を配置して下さい。」とご回答いただいています。熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラントを建設する企業と建屋を建設する企業が全て同一の1社である場合、配置する監理技術者は清掃施設一式の資格を保有する監理技術者1名でよろしいでしょうか。	構成企業である熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント建設企業と建屋の建設企業が全て同一の1社であり、配置する監理技術者を1名とする場合は、清掃施設工事及び建築一式工事の許可業種で資格を有する必要があります。
4	6	IV	1	(2)	入札参加者の要件	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 13について、プラント工事における現場代理人及び監理技術者(兼務可)、建屋工事における現場代理人及び監理技術者(兼務可)をそれぞれ配置するとの理解で宜しいでしょうか。	現場代理人は代表企業から1名常駐配置してください。No. 3の要件を満たす監理技術者は、現場代理人と兼務することも可能です。
5	16	IV	3	(8)オ (オ)	提案書作成要領	「構成企業名がわかる記述を避けること」とあり、第一回質問回答■入札説明書に対する質問への回答No. 39で、「構成企業以外であれば企業名を記載しても良い」と回答いただいています。構成企業以外であれば、構成企業の子会社や同じ企業グループに属する企業等についても、企業名を記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業の子会社や同じ企業グループに属する企業等については、企業名を記載しないでください。
6	22	VI	5	(1)	本施設の整備に係る対価	各年度の支払限度額の割合を示していただいておりますが、出来高が限度額の割合に及ばなかった場合、翌年度に繰り越されるとの理解でよろしいでしょうか。	当然に繰り越されるものではありません。 なお、工事約款第38条について、第8項を新設し、「甲は、予算の都合上その他の必要があるときは、第7項第1号の支払限度額及び第2号の出来高予定額を変更することができる」と契約書において修正します。
7	26	VI	5	(4)イ	リスク管理の方針 リスク分担	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 48において「入札公告時に公表した特定事業契約(案)が優先されます。」とありますが、実施方針P.20「別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表(案)」に記載されている事項で、特定事業契約(案)に記載のない事項については、リスク分担表(案)記載事項が提案書提出時にも有効であると考えるて宜しいでしょうか。	本事業に伴うリスクに関する組合と民間事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとし、規定外事項は協議になります。実施方針自体に効力はなく、当然にその一部であるリスク分担表(案)にも効力はありません。提案書提出時においては、特定事業契約書(案)の記載を基に提案してください。

■要求水準書【設計・建設業務編】に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容(原文)	質問への回答
1	—	—	—	—	要求水準書の一部改訂について	「ごみ処理施設整備・管理運営事業 要求水準書の一部改訂について」(平成29年11月28日付)において、プラント用水は無放流と変更されましたが、全炉停止時は、放流可と考えて宜しいでしょうか。	全炉停止時においても、プラント排水は無放流とします。
2	4	第1章	第3節	5	環境影響評価の遵守	「知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書(平成29年11月)」のページ2-22に「排出ガス温度 165℃」とあります。これは、全ごみ質および全計画運転条件において排出ガス温度を165℃以上としなければならないことと理解してよろしいでしょうか。	排出ガス温度については、「知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書(平成29年11月)P.3-97」に掲げる硫黄酸化物の排出基準(K値)及びばい煙の排出による二酸化硫黄等の最大着地濃度地点の予測濃度が同準備書のP.8-1-144の評価の指標が遵守できる限りにおいて、建設事業者の提案に委ねます。
3	6	第1章	第5節	2(3)	使用材料規格	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No.24において、「工場が国内にある場合は、検査立会は可能」との回答がありますが、国内にない場合の検査方法は、検査成績書類の提出・現場での検査での対応と考えて宜しいでしょうか。	監督員が承諾した検査要領書に基づき、必要に応じ海外工場で検査立会いを行うことも考えられます。
4	19	第1章	第7節	表3	4 不燃残渣	不燃残渣の溶出結果は、搬入ごみの性状に依存しますので入口条件(重金属の含有量)をご教示ください。また、入口条件の変動により、溶出基準を超過した場合の貴組合の対応(最終処分場での受入不可等)をご教示ください。	入口条件に関する測定データ等については提示できるものはありません。建設事業者の実績等から想定願います。参考として、クリーンセンター常武における不燃残渣の処理フロー及び測定結果を添付資料データに追加します。溶出基準を超過した場合においても、一時貯留等はせず、場外搬出を行う予定です。
5	32	第1章	第11節	3(2)2)①	施工基本条件	現場代理人の配置について構成企業の中から土工工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと解釈してよろしいでしょうか。	熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント建設企業と構成企業である建屋の建設企業が同一の1社であるかないかに係わらず、現場代理人は代表企業から1名を常駐配置してください。配置期間については、工事期間中(現場着工から引渡しまで)とします。
6	34	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	産業廃棄物やスラグ等が発生するかどうかは貴組合の配布資料から予見出来ません。発生した場合は、残存工作物等と同等の扱いとの理解でよろしいでしょうか。	産業廃棄物やスラグ等は、必ずしも残存工作物等とは限らず、地中障害物に該当する場合があります。
7	34	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	第1回質疑回答(No.80)で「予期せぬ大規模な工作物とは、入札説明資料等からかかる工作物の存在が予見できないこと、かかる工作物に起因して工期の延長が必要なこと及び契約金額とは別に増額が必要なことを建設事業者自らが証明可能なものとします。」とありました。予見できない工作物が原因で、工期の延長はないものの契約金額とは別に増額が必要となった場合も、予期せぬ大規模な工作物との理解でよろしいでしょうか。	「第1回質問回答」No.80に示すとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容(原文)	質問への回答
8	34	第1章	第11節	7(2)	工事条件 地中障害物	第1回質疑回答(No.88)で貴組合から「入札説明書等からその存在が予見できるもの以外に、本工事にとって地中障害物がないことを保証するものではありません。」とありますが、入札説明書等からその存在が予見できないものは費用を精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	「第1回質問回答」No.80に示す予期せぬ大規模工作物が存在した場合には、別途協議とします。
9	34	第1章	第11節	7(2)	工事条件 地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、(中略)また、予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、この「工作物」は「障害物」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
10	34	第1章 総則	第11節	7(2)	工事条件 地中障害物	上記回答が、「読み替えて良い」場合、「予期せぬ大規模な障害物」は、「予期せぬ大規模な工作物」と同等の扱いとの理解でよろしいでしょうか。	No.9を参照してください。
11	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No.95において、4番目で「掘削土は極力場内利用とする。施設建設上必要な掘削範囲のうち汚染土(基準値超過土)のみ場外処分とする。」とあり、5番目には「掘削から処分(運搬含む)までを業務範囲とする。汚染状況は、深度方向調査で判明するため、入札時は掘削土の全量を場内利用で見込み、深度方向の調査結果で判明する汚染土の外処分費(運搬費含む)、場外処分相当の購入土費は清算対象とする。」とあります。施設建設で発生する掘削土は、健全土及び汚染土共全て場内盛土等に使用する予定ですが、万一、場外搬出が必要になった場合には、汚染土処分費(運搬費共)及びそれに相当する購入土費は別途精算協議して頂けると理解して宜しいでしょうか。	「第1回質問回答」No.95のとおりであり、汚染土処分費(運搬費含む)及び汚染土量に相当する購入土の費用は別途精算協議とします。
12	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	上記の汚染土の場外搬出処分及び「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No.95、6番目の土壌汚染対策については、費用と同様に、大きく全体工程に影響する場合は、工程も協議対象になると考えて宜しいでしょうか。	入札時は工期内に含むことを前提としますが、工事開始後、工期の延長が合理的であることを建設事業者自らが証明した場合は、別途協議とします。
13	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	工事着手にあたり、土対法第4条に基づく調査報告に際して、既に川崎地質様にて実施された土壌汚染に関する調査(地歴調査、表層調査)及び残りの土壌調査(個別分析)を実施して提出する事になりますが、愛知県から既往調査について、追加調査の指導を受けた場合の追加費用及び工期遅延は、別途協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	既往調査を踏まえた詳細調査(追加調査)は本業務範囲であり、工期及び費用共に別途協議対象ではありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
14	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	受領しました土壌汚染に関する調査報告書では、ふっ素と鉛の調査が法で求められる調査の途中で終了しており、平面範囲、深度方向については、確定されておられません。汚染範囲での山留工事、杭工事、根切り工事の施工方法は、土対法によって規制を受け、コストアップ要因となります。「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 95より、今回提出の見積では、汚染範囲を想定しての見積とさせていただきます、工事受注後、追加調査で汚染範囲が確定し、愛知県との協議結果により、別途協議精算させていただきますと理解して宜しいでしょうか。それとも、今回見積では、土壌汚染による工事への影響は、全て別途協議とさせていただきます、通常の工事方法での見積として宜しいでしょうか。	入札時には、費用については土壌汚染対策法に基づき必要となる土壌汚染対策工事は含まず見積ください。ただし工程については、入札時に想定される汚染範囲を踏まえ、土壌汚染対策法に基づき必要となる土壌汚染対策工事を含む工程で計画して下さい。
15	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	受領しました土壌汚染に関する調査報告書では、地歴調査は、敷地全域を調査対象範囲としておりますが、表層調査は、東側しか実施されておられません。今回工事にあたり、西側も形質変更範囲に該当するため、表層調査及び詳細調査(ポーリング調査)まで、あくまで想定での調査費用を見積させていただきますが、その調査費用が想定と異なる結果の場合は、別途協議精算とさせていただきますと理解して宜しいでしょうか。	西側の調査についても本業務範囲であり、別途協議対象ではありません。
16	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	敷地内の盛土について、地歴上「汚染のおそれはない」(土壌汚染は無い)と理解して宜しいでしょうか。	盛土の土壌汚染有無については、詳細調査(追加調査)で明らかにしてください。
17	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 114について、「工事排水の分析項目は、pH、SS、ふっ素及び詳細調査による溶出基準超過項目としてください。」とありますが、排水基準は、水質汚濁防止法の排水基準(海域)として、宜しいでしょうか。その他の基準を適用されます場合は、ご指示願います。	pHとSSの排水基準は、「第1回質問回答」No.449に示すとおりです。その他の項目の排水基準はありません。
18	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 129について、「地下水に対する汚染について、関係官庁との協議により新たな対策が必要となった場合は別途協議とします。」とありますが、掘削工事に伴い発生する汲み上げた地下水には汚染は含まれておらず、そのまま排水できるものとし、排水に汚染が確認された場合の水処理設備等の費用は、別途協議として宜しいでしょうか	掘削工事に伴い発生する汲み上げた地下水の汚染状況は判明していないため、排水の可否については回答致しかねます。関係官庁との協議により追加で水処理設備等が必要となった場合は、別途協議とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
19	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	「入札説明書等に対する質問への回答(第1回)」(平成29年10月13日付)No. 95より、建築工事における山留工事(SMW)、杭工事等で発生する汚泥には汚染は含まれておらず、一般汚泥として産廃処分できるものとして宜しいでしょうか。また、汚泥に汚染が確認された場合は、通常の一般汚泥の処分方法とは異なるため、その追加費用は別途協議として宜しいでしょうか。	汚泥の汚染状況は判明していないため、廃棄物処理法に基づき、適正に処理してください。 汚泥に汚染が確認された場合の追加費用は別途協議とします。
20	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	受領しました調査報告書(「追加土壌調査報告書 平成29年1月」)、8ページの記述より、計画地の第1帯水層の底面はGL-5mとし、以深は難透水層に地層であると理解して宜しいでしょうか。それとも、愛知県は計画地は埋立地域であり、難透水層は無いとの判断でしょうか。	入札説明書等における調査結果の判断も本業務範囲です。 また、愛知県の判断については回答致しかねます。
21	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	地下水のモニタリング業務は、工事着工から施設の使用が開始される平成34年3月末までとし、以降のモニタリングは別途として宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
22	34	第1章	第11節	7(3)	工事条件 土壌汚染対策	愛知県土壌汚染等対策指針より、この度の土壌汚染に関する周辺住民へのリスクコミュニケーション(住民説明会)の実施を愛知県から求められた場合は、請負外(業務範囲外)として宜しいでしょうか。 ※住民説明会は土地所有者もしくは、事業主が実施するものと考えます。	住民説明会での説明や住民説明会の資料作成等の準備を含む住民説明会の支援は、本業務範囲です。
23	41	第2章	第1節	2(7)	全体計画	「～外部からの用役薬品類の供給途絶や～7日間は運転継続を行えるものとする。」とあります。第1回質疑の回答に「2炉基準ごみでの運転」とありましたが、運転負荷率については、事業者の提案として宜しいでしょうか。また、供給途絶時は、場外への灰搬出もできないものと考えて宜しいでしょうか。	前段、後段ともに設計上はご理解のとおりです。ただし、実際の災害時等の運用は、要求水準書(管理運営業務編)P.5の「11 緊急時対応」によります。
24	44	第2章	第1節	1(2)	計画ごみ質	1)②不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残渣：2,719t/年とありますが、第3節 不燃・粗大ごみ処理施設 の計画主要目に記載の計画処理量3,557t/年から、貴組合ご指示の組成割合で可燃残渣を計算すると2,500t/年となり、約200t/年前後の乖離があります。そのため、可燃残渣：2,719t/年の算出根拠をご教示ください。	表11の組成(構成比)は、代表値として、不燃ごみ、粗大ごみ毎のデータがある知多南部衛生組合の平成26年度の排出量実績より算出した将来推計値を示しています。 可燃残渣2,719t/年は、既存3施設における平成26年度の実績より算出しているため、乖離しています。
25	44	第2章	第1節	1(2)	計画ごみ質	主灰中の鉄分と不適物の割合について、第1回質疑事項の回答にクリーンセンター常武の焼鉄量、主灰量のデータがありましたが、主灰の含水率をご教示ください。また、主灰中の鉄分、不適物の割合について事業者の想定で行うことから年間発生量については保証値ではないと考えて宜しいでしょうか。	「第1回質問回答」No. 174に示す主灰発生量(湿灰)の含水率を添付資料データに追加します。 主灰中の鉄分、不適物の年間発生量については協議とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
26	45	第2章	第2節	1(2)2)②	計画ごみ質	表5 脱水汚泥のごみ質に明記されている単位体積質量の単位「kg/m ³ 」は、「t/m ³ 」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、本回答をもって修正します。
27	47	第2章	第2節	7	余熱利用計画	第1回質疑回答に季節についての月分けが記載されていますが、電力会社の料金算出時の月分け（夏季7～9月）と合致していません。ランニングコスト算出時の季節は、夏季を7～9月、冬季1～3月、春秋4～6月、10～12月に変更して宜しいでしょうか。	提案単価は季節別ではありません。ランニングコスト算出時における季節の設定は、建設事業者において適切に設定してください。
28	63	第3章	第1節	11(4)	重機類・車両等の仕様	「着脱式コンテナの選定にあたっては、天蓋付密閉型を選定すること。」とありますが、降雨の浸入、及びごみの飛散を防止するための全面ウイングシートによる天蓋と、ごみ汁等の漏洩を防止するための、漏水防止機能付きの搬出扉を有するコンテナとすることで、要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	コンテナは、降雨の浸入、ごみの飛散、ごみ汁の漏洩及び臭気の漏洩を防止できるものとします。詳細は実施設計協議によります。
29	64	第3章	第2節	1	ごみ計量器	「一般車に対して、レシートを発行し～」とありますが、計量棟にて料金徴収を行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	64	第3章	第2節	1	ごみ計量器	一般車の料金徴収を行うに当たって、ごみの種類は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの2種類と考えて宜しいでしょうか。	現段階では一般車の料金徴収については、全ごみ種において同一料金を予定していますが、将来の料金体系は変更する可能性があります。そのため、料金徴収システムは、将来の料金体系に対応できるものとしてください。
31	72	第3章	第2節	11	汚泥移送設備	「入札説明書等に対する質問への回答（第1回）」のページ32、No. 210において脱水汚泥の1日の受入量をご教示いただいておりますが、適切な機器容量選定のために、詳細な搬入計画（搬入曜日、一日当たり受入回数、搬入一回当たりの最大汚泥量）について想定がありましたらご教示ください。	現時点での想定搬入計画は以下のとおりです。 ①搬入曜日 具体的な曜日は未定です。 ②1日あたりの搬入回数 中部知多衛生組合における1日当たりの搬入回数が未定であるため、1週間あたりの想定搬入回数を示します。 ・中部知多衛生組合 4～5回 ・知多南部衛生組合 10回（2回/日×5日） ③搬入1回あたりの最大汚泥量 ・中部知多衛生組合 10t車両1台分 ・知多南部衛生組合 3t車両1台分
32	72	第3章	第2節	11	汚泥移送設備	汚泥混合時の安定燃焼の観点から、汚泥の移送先をごみピットとし、ごみピットでごみ質を安定させてからホッパへ投入することも可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
33	72	第3章	第2節	10(3)2)	汚泥受入設備	要求水準書に明記されている「容量算定単位体積重量」の値は、ページ45の「表5 脱水汚泥のごみ質」に示されている単位体積質量0.70t/m ³ を使用するものと理解してよろしいでしょうか。	表5に示される単位体積質量を使用することも可能とします。
34	110	第3章	第7節	8(1)	主灰冷却装置	主灰冷却装置の形式について「灰押出装置」とありますが、主灰への加湿水の添加量を最適にするために、スプレー散水により主灰の加湿を行う、スプレー散水型半乾式コンベヤの採用を提案することは可能でしょうか。	要求水準書と同等以上の性能であると判断できるものであれば建設事業者の提案に委ねます。詳細は実施設計協議によります。
35	111 " " 112 " "	第3章 " " " " "	第7節 " " " " "	10(2) 11(2) 12(2) 13(2) 14(2)	磁選機 磁性物搬出装置 粒度選別機 不適物搬出装置等 灰分散装置	数量「2基」とありますが、落じんコンベヤ、主灰冷却装置、灰搬出装置と同様、「2基（1炉1基）」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	119	第3章	第8節	2	表29 プラント用水 高置水槽	プラント用水高置水槽について、非常用発電機が起動するまでの時間に用水の供給が途絶えても使用先の機器に影響がない場合、本水槽を削除し、プラント用水揚水ポンプを非常用負荷に入れることで対応しても宜しいでしょうか。	「第1回質問回答」No. 285に示すとおりとします。
37	123	第3章	第9節	4	プラント排水 処理設備	有機系排水（洗車排水等）を排水処理し、再利用水として有効利用することを提案したいと考えますが、有機系排水の処理を含めた排水処理設備を提案して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
38	148	第3章	第12節	3	熱利用設備 （場外用）	熱回収施設は全炉停止等により場外熱供給ができない日が発生します。その場合のバックアップ熱源は、温水プール側で設けるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	158	第4章	第2節	1	ごみ計量器	「～、混載してきた直接搬入者への重量について、～小型の計量器を設け、～」とありますが、 ①対象は、直接搬入の一般車両と考えて宜しいでしょうか。 ②混載ごみ種は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの2種類と考えて宜しいでしょうか。 ③データの収集は、車両1台ごと行うことで宜しいでしょうか。	①対象は、一般家庭及び事業所からの直接搬入車です。 ②可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種類とします。 ③ご理解のとおりです。
40	158	第4章	第2節	1	ごみ計量器	熱回収施設所掌とし、共用とすること。なお、混載してきた直接搬入者の重量について、受入場所付近に小型の計量器を設け、とありますが、年間の混載直接搬入車は何台でしょうか。また日最大台数は何台ですか。	既存3施設における混載の直接搬入車量台数の実績はありません。知多南部クリーンセンターのみ概数を把握しており、混載台数は直接搬入車の8割程度です。ただし、概算であるため、参考として扱ってください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
41	188	第6章	第1節	4(1)1)	構造計画基本方針	「～S造の外壁はコンクリート成形板又はホーロー建材とし、～」とありますが、ALC板の使用も可能として宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
42	196	第5章	第2節	2(6)	防災調節池	「防災調節池を必要に応じて敷地内に整備する。…(中略)…組合及び関係部局と協議のうえ決定すること。」とありますが、法例及び条例上設置を要しない場合、設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	202	第5章	第3節	3(4)2)①	不活性ガス 消火設備	「不活性ガス消火設備（必要に応じて）設置場所は、発電機室、低圧電気室、油圧駆動装置室、高圧受変電室及びゲート油圧装置室、その他必要箇所とすること。」とありますが、消防法上必要な箇所のみ設置するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
44	別紙 19	—	—	—	粗大・不燃 ごみ処理施設 の集約化 検討	常滑市のみ一般持込み車両が、不燃・粗大ごみを搬入することとなっております。また、資源回収ステーションにも持込むこととなっております。どの程度の割合の市民が本施設に持込むことを想定しているか、日毎の持込量と車両台数をご教示下さい。	現状では、クリーンセンター常武及び資源回収ステーションへの搬入があります。 常滑市におけるクリーンセンター常武への直接搬入車両台数（一般家庭 不燃ごみ（粗大ごみを含む））の実績を添付資料データに追加します。

■要求水準書【管理運営業務編】に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
1	6	第1章	第3節	16(2)	保険	SPCが加入する火災保険は、貴組合が加入する建物総合損害共済の保険対象に対し、不足と考える保険対象を補完するものと考えて宜しいでしょうか。	組合が加入する保険とは無関係に加入していただきます。
2	10	第1章	第4節	5(1)3	本業務期間終了時の引渡し条件	「主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能～」とありますが、その確認は、引渡時の確認試験での確認と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	13	第3章	-	1	受付管理	別紙16、別紙17において、収集車両の日最大数及び、日平均台数を提示いただいております。一般家庭からの直接持ち込み車両台数は、現状の各施設への持込台数と理解していますが、本施設稼働時における直接持ち込みごみの有料化や、本施設の立地条件により、実際の持込台数はかなり減少すると想定されます。組合様にて想定されている本施設での収集車両台数等のデータがあれば、ご提示願います。	現段階では提示できるデータはありません。
4	13	第3章	-	1(4)	受付管理	「SPCは、計量設備で受け付ける廃棄物について、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。」とありますが、「組合が定める搬入基準」について、想定されている内容をご教示願います。	現段階では具体的な内容は定まっていません。
5	16	第4章	第4節	(5)	搬入管理	「～、組合が搬入検査を実施する場合は、～」とありますが、貴組合が実施する搬入検査の実施頻度をご教示ください。	現段階では実施頻度は定まっていません。
6	16	第4章	第4節	(2)	搬入管理	「～、搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して確認のうえ組合が定める対処方針に従い搬入可否の対応を行うこと。」とありますが、貴組合が定める対処方針をご教示ください。	現段階では対処方針は定まっていません。
7	18	第4章	第8節	(1)	運転計画の作成	熱回収施設へのごみ搬入量について、月ごとの変動を考慮した最適な運転計画を立案するために、既設3工場における各ごみ種ごとの月別の搬入量実績がわかるデータをご提示願います。	既存3施設における月別搬入量実績（可燃ごみ、不燃・粗大ごみ）を添付資料データに追加します。
8	31	別紙1			測定項目及び頻度	焼却主灰の熱灼減量の測定頻度が「12回/月以上（各炉）」とありますが、「1回/月以上（各炉）」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりであり、本回答をもって修正します。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
1	全般					第14-3号様式以外の項目においても、関心表明書・確約書等を添付資料として提出してもよろしいでしょうか。	添付資料の提出が認められている様式以外については、不可とします。
2	第12-4号	1	(4)	ア	消費電力量	表中に記載する「消費電力量」には、同表中に明記する「購入電力量（稼働時、全炉停止時）」を含んだ値を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	第12-4号様式	エ	-	-	最終処分量	ご指定の表に記載されている、大塊物・不適物、焼鉄、不燃残渣については、ごみ質に依存するため事業者で発生量が決定できません。従いまして提案書および設計図書では、これらの発生量は記載しないことよろしいでしょうか。	記載してください。
4	第14-1-3号様式					変動料金内訳書①熱回収施設■脱水土泥について、大幅に処理量が増えるとプロセス全体で与える影響が大きくなり、一律の単価での提案ができなくなります。様式第14-1-5号様式に提示されている3088t/年からの想定変動量見込み幅をご提示願います。	想定変動量見込み幅はありません。
5	第14-2号様式					本様式中のリスク及び保険付保の内容について、提案内容を裏付ける或いは補完する資料（リスク分析表、付保確約書等）を添付してもよろしいでしょうか。	添付資料の提出が認められている様式以外については、不可とします。
6	第14-3号	3	(3)	ア	地域経済への貢献	第1回質疑への回答のうち、「様式集に対する質問への回答No. 21」において「地元企業への発注が提案どおりに行われない場合、債務不履行となり、～」とありますが、管理運営における状態保全や事後保全を採用する事項について地元企業への発注提案が極めて難しくなるため、ペナルティ規定の撤回をお願い致します。	原案のとおりとします。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
1	第6条	10	-	-	-	監査報告について、任意監査による監査報告書でよろしいでしょうか。	会社法における大会社と同等の監査報告を行ってください。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容（原文）	質問への回答
1	設計約款 6条	2	—	—	—	貴組合に提出した成果物について、組合は公表することが可能な条件となっております。公表について、書面による事前の承諾をいただけると考えてよろしいでしょうか。	本項は、乙の承諾についての規定です。
2	設計約款 6条	4	—	—	—	「現実」は「実現」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において修正します。